

公 示

今般 当健保組合規約の一部を、下記のとおり変更しましたので公示します。
令和 4 年 4 月 1 日

川崎重工業健康保険組合
理事長 合六 修

記

第 5 3 条(一部負担金の特例)を削除する。

新 旧 条 文 対 照 表

(変更箇所：太字)

新	旧
第 5 3 条 <u>(削除)</u>	(一部負担金の特例) 第5 3 条 被保険者である組合員が次の各号に掲げる病院又は診療所につ き療養の給付を受ける際に支払うべき一部負担金の額は、療養の給付に 要する費用の 2 割に相当する額とする。 (1) 医療法人川崎病院 兵庫県神戸市兵庫区東山町 3 丁目 2 番地の 2 (2) 川崎重工業株式会社神戸工場診療所 兵庫県神戸市中央区東川崎町 3 丁目 1 番 1 号 (3) 川崎重工業株式会社川重坂出診療所 香川県坂出市川崎町 1 番地 (4) 川崎重工業㈱兵庫工場健康推進センター 兵庫県神戸市兵庫区和田山通 2 丁目 1 番 18 号 (5) 川崎重工明石健康支援センター 兵庫県明石市川崎町 1 番 1 号 (6) 川崎重工業株式会社岐阜工場総務部診療所 岐阜県各務原市川崎町 1 番地 (7) 川崎重工業株式会社播磨工場保健診療所 兵庫県加古郡播磨町新島 8 番地 (8) 川崎重工業株式会社西神戸工場保健診療所 兵庫県神戸市西区櫨谷町松本 234 番地

以上